

**岐阜市余熱利用施設(プラザ掛洞)**

**指定管理者業務仕様書**

**令和3年7月**

**岐阜市環境部**

**掛洞プラント**

## 目 次

1 施設概要	3
2 指定期間	3
3 業務内容	4
4 危機管理対応	6
5 物 品	7
6 損害賠償責任と保険の加入	7
7 利用料金の減免について	7
8 管理運営に係る経費	8
9 報告書の作成及び提出等	8
10 指定管理者に対する監督・監査	9
11 指定事業・自主事業	9
12 法令等の遵守	9
13 問い合わせ先及び書類の提出先	9
「別 紙」 燃料費の増加に係るリスク分担の取り扱い	10

### 「関連法令等」

- ・岐阜市余熱利用施設条例
- ・岐阜市余熱利用施設条例施行規則
- ・岐阜市公衆浴場法施行細則
- ・岐阜市個人情報保護条例
- ・岐阜市情報保護条例
- ・岐阜市公契約条例
- ・プラザ掛洞の管理に関する要綱
- ・プラザ掛洞遊戯施設運行管理規程

## 岐阜市余熱利用施設管理業務仕様書

### 1 施設概要

(1)名 称	プラザ掛洞
(2)所 在 地	岐阜市奥1丁目104番地
(3)供用開始日	平成7年10月31日
(4)施 設	
ア 構造・規模	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上2階建
イ 敷地面積	1,815 m <sup>2</sup>
ウ 延べ床面積	2,099.99 m <sup>2</sup>
エ 駐 車 場	第1駐車場 3,000 m <sup>2</sup> 、第2駐車場 3,500 m <sup>2</sup> (芝生広場除く)
オ 施設内容	

#### 1階

- \*温水プール(FRP製) 平均水温 30°C
  - ・一般用:25m 6コース(障害者用スロープ付)  
コース幅 2.1m 水深 1.0~1.2m  
面積 325 m<sup>2</sup> 容積 360 m<sup>3</sup>
  - ・幼児用:面積 282 m<sup>2</sup> 容積 14.1 m<sup>3</sup> 水深 0.5m
  - ・着水プール:面積 19.0 m<sup>2</sup> 容積 19.0 m<sup>3</sup> 水深 1.0m
  - ・ウォータースライダー:全長 40m 高さ 5.0m
  - ・象さん滑り台:全長 2m 高さ 1m
  - ・採暖室:面積 7.2 m<sup>2</sup> 室温 45~50°C
  - ・更衣室:ロッカー男女各60名分・トイレ
  - ・多目的更衣室(施錠可):ロッカー6名分
- \*指導員室

- \*浴場(男女共) 平均湯温 41°C
  - ・男子浴室(面積 70.0 m<sup>2</sup>)  
大浴槽:15.0 m<sup>2</sup> 気泡風呂:5.5 m<sup>2</sup> 水風呂:3.5 m<sup>2</sup>  
サウナ室:7.2 m<sup>2</sup> 6~8名用  
脱衣室:ロッカー30名分・トイレ
  - ・女子浴室(面積 80.0 m<sup>2</sup>)  
大浴槽:15.0 m<sup>2</sup> 気泡風呂:7.0 m<sup>2</sup> 水風呂:4.0 m<sup>2</sup>  
サウナ室:6.0 m<sup>2</sup> 4~6名用  
脱衣室:ロッカー30名分・トイレ
- \*多目的トイレ

#### 2階

- \*玄関ホール
- \*休憩室 和室 52畳(28畳、24畳の2室)
- \*会議室 洋室 63.8 m<sup>2</sup>
- \*事務室 36.0 m<sup>2</sup>
- \*まんがコーナー
- \*多目的トイレ

### 2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

### 3 業務内容

#### (1) 管理事務に関すること。

① 貸切使用許可申請書の受付及び許可又は不許可の決定

② 利用料金の徴収等

ア 次の帳票を常備すること。

(ア) プラザ掛洞日計報告書

(イ) プラザ掛洞管理業務日誌

(ウ) プラザ掛洞税外収入台帳及び出納簿

(エ) プラザ掛洞貸切使用許可に係る帳票

(オ) その他市長が管理運営に必要と認める帳票

イ 利用者数及び利用料金は毎日確認し、業務報告書(月報)及び事業報告書(年報)によって、市長に報告すること。

③ 開館期間中は、公衆浴場営業許可書、収納の事務を私人に委託した旨の表示を使用料金徴収窓口に掲示すること。

④ 勤務中は、統一した服装を着用するものとする。

⑤ 事務所の湯茶等には、電磁調理器を使用すること。

⑥ プラザ掛洞の事務用電話及び公衆電話の使用料は、電話会社の請求に基づき納付すること。

　公衆電話に保管される利用料金は指定管理者の収入とする。

⑦ テレビ受信料については、CCNへ利用料を支払うこと。

⑧ 年1回以上消防訓練(初期消火、通報、避難、避難誘導、総合)を行い、記録を保管すること。

⑨ 佐野最終処分場跡地を利用する団体への鍵の受渡しに関すること。

#### (2) 温水プール施設及び浴場施設の維持管理に関する業務

① 所定の期日・時刻に開館できるように準備すること。

② 正常に使用できる状態を維持すること。

③ 業務に関する記録の作成を行うこと。

④ 救急用具を常に使用可能な状態に整備しておくこと。

⑤ 業務に従事する者は体調を整え、いつでも入水可能な状態に保つこと。

⑥ 業務に従事する者は人工呼吸等の救助法を常に訓練しておくこと。

⑦ AED(自動対外式除細動器)の点検整備を行い、緊急時に使用できるようにしておくこと。

　また、パッドは大人用、子供用を設置し、バッテリー等使用期限に注意して保守すること。

⑧ 電子非観血圧式全自动血圧計の点検整備を行うこと。

⑨ 施設の施錠及び貸付備品は、適正な管理を行うこと。

⑩ 開館期間中は、水質基準に関する省令に定める方法により、水質試験(検査)を行い、正常に使用できる状態を維持すること。

ア プール日常点検として、定時ごとに巡回点検及び気温、室温、各プール槽の水温・遊離残留塩素濃度を測定すること。

イ 温水プールについては、「遊泳用プールの衛生基準」を遵守するよう水質試験(検査)を行うものとする。

　各プール槽毎に毎月1回の水質検査及び大腸菌群は年4回以上、レジオネラ菌検査を年2回以上、総トリハロメタン検査を年1回以上行うものとする。

ウ 浴場日常点検として、定時ごとに巡回点検及び気温、室温、各浴槽の水温・遊離残留塩素濃度を測定すること。

エ 浴場は、「公衆浴場における水質等に関する基準」「岐阜市公衆浴場及び旅館業における浴槽水等の水質基準及び衛生措置基準に関する要綱」を遵守するよう水質試験(検査)を行うものとする。

　男女各湯槽ごとに大腸菌群は年4回以上、レジオネラ菌検査を年2回以上、総トリハロメタン検査を年1回以上行うものとする。

オ 浴場及びプールシャワー水は、水道法に基づく「簡易専用水道」に該当するため、関係法令及び水質試験(検査)を行うものとする。

⑪ 開館期間中の温水シャワーについて、正常に使用できる状態を維持すること。

⑫ 循環ろ過装置の出口の濁度検査を行い、浄化装置が正常に稼動していることを確認すること。

⑬ 車椅子等利用者へのサービスに関する備品等の貸出し及び管理を行うものとする。

⑭ 職員の雇用に関すること。

- ア プラザ掛洞の管理に関する運営要綱及び業務仕様書を遵守するための必要人員を必ず常駐させること。
- イ 館長(総括責任者)を1名配置すること。
- ウ 職員に対して、施設運営に必要な研修を実施すること。また、開館前に監視員(救護員)に救護蘇生の講習を受講させ、開館期間中は1名以上日本赤十字社が認定する水上安全救助員又は救急法救急員、日本体育施設協会が認定する水泳指導管理士又は日本水泳連盟が認定する公認水泳教師と同等の知識及び技能を有するものを監視員(救護員)として常駐させること。
- エ 施設維持管理に必要な資格(電気主任技術者、二級ボイラー技士以上、危険物取扱者、防火管理者等)を有する者の配置又は電気保安業務委託(電気主任技術者)を行うこと。また、プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者(プール衛生管理者と同等の知識及び技能を有するもの)を配置すること。
- オ 職員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、業務の運営に支障がないように定めること。
- ⑯ 施設の維持管理に関すること
- ア 施設の適正な運営のため、次の設備等に関する保守管理を行うこと。  
(防災設備、電気設備、空調設備、ろ過設備、環境衛生管理、給水設備、設備巡回点検、公衆電話管理、貸与備品・消耗品の管理等)
- イ 施設保全のため、建築基準法第12条に基づく定期点検を行うこと。(建物点検は3年毎、設備点検は1年毎)建物点検は、令和元年度実施のため令和4年度及び令和7年度に施行すること。  
また、プール天井点検を3年毎に行うこと。(令和元年度実施のため令和4年度及び令和7年度に施行すること。)なお、点検においては足場を設置し、腐食及び不具合箇所を目視により点検すること。
- ウ 施設及び設備の保守点検委託、修繕、関係機関の検査等には、担当者を立ち会わせること。  
休館日、深夜早朝等に修繕等を行う場合には、掛洞プラントに事前に連絡すること。
- エ 沐浴の環境衛生を保持するため、閉館後清掃を行い、休館日を含め週2回以上開館前の清掃を行い、月1回以上休館日に半日程度の全清掃を行うこと。
- オ 沐浴の水質を維持するため定期的に水温等測定調査を行うこと。
- カ 沐浴内のサウナ室を安全に使用していただくために、定期的に温度管理及び巡回を行うこと。
- キ 沐浴内のサウナ室を衛生的に維持するため、マット交換を定期的に行うこと。
- ク プール清掃は、更衣室及びプールサイドを中心に関場前と閉場後に清掃を行い、年2回以上プールの水入替時に各プール槽内を含めた全清掃を行うこと。
- ケ ねずみ・衛生害虫等の防除を実施する場合は、総合防除の考え方に基づき人の健康に対するリスクと環境への負担を最小限にとどめるような方法で実施することとし、安易な薬剤の使用は避けること。  
敷地内の樹木・花壇等の植栽の管理についても同様に行うこと。また、薬剤を使用する場合は、使用する3日前から使用後3日後まで、掲示板等で施設使用者や周辺住民に周知すること。
- コ 安全かつ快適な施設を維持する、施設の老朽化が進んでいる箇所について、市と協議しながら修繕や改修などを行っていくこと。
- サ 新型コロナウイルス等の対策を講じ、利用者の安心・安全に努めること。
- ⑰ 余熱供給設備の責任分界点はプラザ掛洞敷地境界とし、掛洞プラントの工事終了等に伴う余熱供給開始時には、指定管理者は掛洞プラントと協力して作業を行うこと。
- ⑱ プラザ掛洞南側に埋設してある蒸気ピット内に設置してある排水ポンプ2基は、指定管理者の管理とする。  
なお、停電、排水ポンプ故障等により地下水が流入し、掛洞プラントに「プラザ掛洞蒸気管水没警報」が点灯した場合、事故防止のため余熱(蒸気)供給を停止する。
- ⑲ プラザ掛洞PR用回転灯、看板照明及び駐車場照明の維持管理を行うこと。ただし、プラザ掛洞PR用回転灯の設定器は奥埋立跡地施設内にあるため、事前に掛洞プラントに連絡して行うこと。
- ⑳ 施設及び施設敷地内の清掃、樹木剪定(年1回)、樹木等消毒(適宜)、除草(年4回以上)、除雪(適宜)等を行い、環境維持を図ること。(第2駐車場フェンス外側法面の除草を除く)
- ㉑ 次の消耗品を購入すること。

管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品、薬品等

### (3) 温水プール及び浴場の利用管理に関する業務

- ① 温水プール及びスライダー等を監視できるよう、常に相当数の監視員を配置すること。  
また、常時1名以上の女性監視員を配置すること。
- ② 男女浴場を定期的に巡回し、水質管理ができるよう常に相当数の係員を置くこと。
- ③ 事故の未然防止及び安全管理に努めること。
- ④ 事故が発生した場合直ちに市長に報告し、事故報告書を提出すること。
- ⑤ 団体利用に当たっては、重複しないように調整し、効率的な管理運営を図ること。

#### (4) 水泳教室等に関する業務

- ① 参加者募集に関する業務
  - ア 「広報ぎふ」への記事掲載
  - イ PR用のチラシ作成・配布
  - ウ プラザ掛洞ホームページへの記事掲載
  - エ その他関係機関への情報提供

#### ② 受付に関する業務

- ア 抽選に係る業務
  - イ 受講者及び選外者への通知

#### ③ 講師選定及び報償費支払いに関する業務

#### ④ アンケート調査による参加者ニーズの把握

#### ⑤ 市の生涯学習「長良川大学」における「まなびすと手帳」の取扱いに関する業務

#### (5) 会議室使用者の利用管理に関する業務

団体利用に当たっては、重複しないように調整し、効率的な管理運営を図ること。

#### (6) プラザ掛洞の広報活動に関する業務

- ① プラザ掛洞ホームページの開設及びメンテナンスを行うこと。
- ② 市有施設との相互協力を図ること。
- ③ PR用のチラシ、パンフレット等の作成・配布すること。
- ④ マスコミ関係機関に情報を提供すること。
- ⑤ 市が施設の行政財産を活用して広告事業を実施する場合は、全面的に協力すること。

#### (7) 目的外使用事業者に関する業務

市の指示により円滑な事務を行うこと。

#### (8) 業務の引継ぎ

指定期間が満了する時、もしくは指定が取り消された時は、速やかに引継書を作成し、市の指定する期日までに、新たな指定管理者に引継ぎを行うこと。

### 4 危機管理対応

#### (1) 自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者や発生源になった場合等あらゆる緊急事態及び不測の事態が生じた場合は、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、市並びに関係機関に通報すること。

- ① 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を行うこと。
- ② 停電時等における施設の復旧を遅滞なく行うこと。
- ③ 施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止を図ること。
- ④ プラザ掛洞は避難指定施設であるため、次のとおり対応すること。

ア 施設の営業時間外であっても、災害対策基本法(昭和 36 年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、市災害対策本部等からの避難所開設の指示があった場合は、速やかに避難所の開設に応じること。

イ 施設の営業時間内に、災害が発生し、施設内に利用者が滞留する場合や、自主避難者が発生した場合は、市災害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。

ウ 市の指示により、施設を避難所として開設するときは、市職員、地域住民、ボランティアと協力し運営すること。

エ 難者用の資機材等については、市が準備する。なお、災害対応における施設職員用として必要と思われる資機材等については、指定管理者が準備すること。

オ 指定管理者は、避難所運営マニュアル(指定管理者編)により災害時に避難所として開設開設できるよう体制を構築し市に報告すること。また、施設が所在する地域の自主防災隊との連携強化のため、地域防災訓練等へ参加すること。

カ 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。

- ⑤ その他利用者に対する対応に万全を期すること。

#### (2) 予防対策

- ① 危機管理体制を構築するとともに対応マニュアルを作成し、災害時の対応について隨時訓練を行うこと。
- ② 消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善すること。
- ③ 人事異動や有資格者の変更が生じた場合には、速やかに市に連絡するとともに、変更した緊急連絡網、

有資格者一覧等を書面で報告すること。

## 5 物品

- (1) 市は指定管理者に、現在、プラザ掛洞に配備してある市有物品を貸与する。
- (2) 指定管理者が委託料で購入した備品(2万円以上のもの)は、市の所有となります。
- (3) 市有物品については、岐阜市会計規則に基づき管理を行い、廃棄などの対応については、市と協議すること。
- (4) プラザ掛洞に配備してある市有備品については、備品台帳によって管理すること。
- (5) 物品の修繕については、指定管理者が負担するものとし、市有物品の更新にかかる経費は市が負担する。

## 6 損害賠償責任と保険の加入

- (1) 市の施設が原因で利用者に損害を与えた場合は、施設の設置者である市が賠償責任を負う。  
(詳細なリスク分担については、募集要項参照)  
ただし、本市が加入している保険では民間の事業者・団体は被保険者としないことから、その発生原因に基づいた賠償について指定管理者に対し請求を行う場合があります。
- (2) 現在市が加入している「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」は、全ての指定管理者を被保険者とみなしており、新たに保険加入する必要はありません。(詳細な内容については、募集要項参照)

## 7 利用料金の減免について

指定管理者は利用料金の減免を行なうことができますが、条例第10条第2項及び岐阜市余熱利用施設条例施行規則(平成7年規則第56号。以下「施行規則」という。)第7条を適用していただきます。

<施行規則第7条要旨>

次の場合、利用料金を減免するものとする。

減免基準	減免額
身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者	5割相当額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)第45条の規定により精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者	5割相当額
都道府県又は地方自治法(昭和22年法律67号)第252条の19第1項に規定する政令指定都市から療育手帳の交付を受けている者	5割相当額
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1講の規定により特定医療費の支給認定を受けた者	5割相当額
上記4項までのいずれかに該当する者が介護を必要とする場合の介護者。ただし、介護を必要とする者1人につき1人の介護者に限る。	5割相当額
市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園の園児、児童若しくは生徒又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置された児童福祉施設の児童が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	免除
市外の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園の園児、児童若しくは生徒又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置された児童福祉施設の児童が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	5割相当額
20人以上の団体で利用する場合	2割相当額
岐阜県家庭の日を定める条例(昭和42年岐阜県条例第11号)第2条第1項に規定する家庭の日に中学生以下の者が利用する場合	免除
市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

## 8 管理運営に係る経費

管理経費は予算額の範囲内で年度ごとに委託料として支払う。

ただし、突発的な不測の事態が生じた場合は、市と協議するものとする。

### (1) 委託料の支払い

指定管理者の支払請求に基づき、初年度をベースとして会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を12分割し、各月の業務完了後に支払う。

### (2) 余熱供給

プラザ掛洞の温水プール、浴場及び館内冷暖房の熱源は掛洞プラントの余熱(蒸気)を毎年約220日間「無償」で供給する。ただし、余熱を供給できない場合は下記(3)予算執行①燃料費による。

### (3) 予算執行

提出された収支予算書に基づき、協定書で定めた予算額内で執行すること。ただし、科目間の流用ができる。

#### ① 燃料費

市が指示する供給を停止する日数を上回る場合、5%以上を上回って供給できなかった場合、別に定めるところにより市の負担とする。

#### ② 修繕料等

1件30万円未満の修繕及び物品(1件2万円未満)の購入は、指定管理者が実施し、1件30万円以上の修繕及び物品(1件2万円以上)の購入は、市が実施することを原則とする。

ただし、詳細については、協議の上、実施する。

#### ③ 自主事業に係る経費は指定管理者が負担し、収入は指定管理者の収入とする。

### (4) 会計の独立

経費の管理は専用の会計帳簿書類、経理規定及び金融機関預金口座を設けて行うこと。

### (5) 利用料金の収入の帰属及び利用料金の額の決定

プラザ掛洞の利用に係わる料金(以下「利用料金」という)は、指定管理者の収入とすることができます。

ただし、利用料金は岐阜市余熱利用施設条例の別表に定める金額の範囲内において定めるものとし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

## 9 報告書の作成及び提出等

### (1) 下記の業務報告書等は各期別に速やかに(年報は30日以内)市長に提出すること。

#### ① プラザ掛洞の管理業務の実施状況及び使用状況(月報・年報)

#### ② 利用料金等の収入実績(月報・年報)

#### ③ プラザ掛洞の管理に係る経費の収支状況(年報)

#### ④ 水泳教室等の実施状況及び経費の収支状況(年報)

#### ⑤ 自主事業の実施状況及び経費の収支状況(年報)

#### ⑥ 市長が必要と認める報告

### (2) その他報告等

#### ① プラザ掛洞従業員の緊急連絡体制表

#### ② 危機管理対応マニュアル

#### ③ 施設運営に係る有資格者等届

#### ④ 消防訓練・救命救急等実施報告

#### ⑤ 岐阜市環境管理システム(GEMS)に基づくエネルギー使用量等報告

#### ⑥ 水質検査等法定検査報告書

#### ⑦ 修繕報告書

#### ⑧ 事故等報告書

### (3) 指定管理期間が満了したとき、又は、年度の途中において、指定管理者の指定を取り消されたときは、

当該年度の管理運営業務を開始した日から当該業務期間の満了日又は取り消された日までの間の報告書を提出しなければならない。

### (4) 提出された報告書等をもとに指定管理者に対し事業評価を行い、内容を市ホームページに掲載します。

## 10 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 市長は、指定管理者が管理するプラザ掛洞の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容及び経理状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (2) 指定管理者が市長の指示に従わないとき、又は管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
また、このことにより生じた損害の賠償を市長は指定管理者に対し命ずることができる。

## 11 指定事業・自主事業

指定事業として、開館以来開講されている水泳教室等を継続実施すること。プログラム内容及び受講料の設定については、市と協議すること。

また、自主事業として、施設の設置目的にあったイベントを行う場合、事前に市長の承認を得ること。

承認された場合、掛洞プラントの所有する市有備品の使用を認める。

## 12 法令等の遵守

プラザ掛洞の運営にあたって、関連する次の法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法第244条第2項(指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。)  
同条第3項(指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない。)
- (2) 岐阜市余熱利用施設条例 (別添参照)
- (3) 岐阜市余熱利用施設条例施行規則 (別添参照)
- (4) 岐阜市公衆浴場法施行細則 (岐阜市HP参照)
- (5) 岐阜市個人情報保護条例 (岐阜市HP参照)
- (6) 岐阜市情報公開条例 (岐阜市HP参照)
- (7) 岐阜市公契約条例 (別添参照)
- (8) プラザ掛洞の管理に関する要綱 (別添参照)
- (9) プラザ掛洞遊戯施設運行管理規程 (別添参照)

## 13 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市環境部掛洞プラント施設管理係  
〒501-1185 岐阜市奥字掛洞375番地  
電話:058-239-9911  
FAX:058-239-9912  
E-mail: kakebora-p@city.gifu.gifu.jp

## 別紙 燃料費の増加に係るリスク分担の取り扱い

「仕様書 8 管理運営に係る経費（3）予算執行 ① 燃料費」の供給日数の変更によるボイラー燃料費の増加に係るリスク分担の取扱いは、次のとおりとする。

### （リスク該当の有無）

- 掛洞プラントからの余熱の供給が停止する日数(以下「供給停止日数」という。)と協定書締結のために市が提示した時の供給を停止する日数(以下「市提示日数」という。)の差が市提示日数に5%を乗じて得た数(端数四捨五入。以下「控除日数」という。)以下の場合は、協定書 第12条に規定するリスク分担に該当しないものとする。

### （リスクの内容）

- 供給停止日数から市提示日数を減じた日数から控除日数を控除し、その日数(以下「延長日数」という。)に応じた燃料費に相当する額(以下「増額燃料費」という。)について市が負担する。なお、燃料費の決算見込み額が協定書 別紙の燃料費(以下「当初燃料費」という。)を下回る場合の精算は行わない。

### （算定の根拠）

- 増額燃料費は、次の各号のうち、いずれか安価な金額とする。ただし、いずれの金額にも消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (1)当初燃料費を市提示日数で除した結果を千円止めした金額に延長日数を乗じた金額。  
(2)燃料費の決算見込み額から当初燃料費を減じた金額。

### （増額燃料費の支払い）

- 増額燃料費は、委託料として加算することとし、その支払いは協議のうえ決定する。

## ○岐阜市余熱利用施設条例

平成 7 年 3 月 29 日

条例第16号

改正 平成 8 年 3 月 29 日 条例第 9 号

平成 10 年 3 月 31 日 条例第 17 号

平成 17 年 6 月 29 日 条例第 48 号

平成 20 年 6 月 27 日 条例第 43 号

平成 26 年 3 月 31 日 条例第 14 号

(設置)

第 1 条 市民の健康と福祉の増進を図るとともに、廃棄物処理の過程で発生する余熱を利用してリサイクル意識の高揚及びごみ処理施設に対する市民の広い理解を得るため、本市に余熱利用施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 余熱利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
プラザ掛洞	岐阜市奥一丁目104番地

(施設)

第 3 条 余熱利用施設に次の施設を置く。

(1) 温水プール

(2) 公衆浴場

(開館時間及び休館日)

第 4 条 余熱利用施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定)

第 5 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、余熱利用施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより事業計画書その他の書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、余熱利用施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定

管理者として選定しなければならない。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容に即し、余熱利用施設の管理を安定的に実施する能力があること。
- (3) 余熱利用施設の効用が最大限に發揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の管理に関する業務
- (2) 使用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、余熱利用施設の管理上又は余熱利用施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、余熱利用施設の管理を行わなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、直ちに余熱利用施設の建物、附属設備その他備品を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(利用料金の収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第9条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に余熱利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内において定めるものとする。この場合において、指定管理者は、規則で定めるところによりあらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第10条 余熱利用施設の施設を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、市長が公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免

することができる。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるとときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料)

第11条 第5条の規定にかかわらず、余熱利用施設の管理を市長が臨時に行う場合は、使用者は、使用料を市へ納付しなければならない。この場合において、使用料の額、減免等について、前2条の規定の例によるものとする。

(使用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、余熱利用施設を使用させてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 伝染性の疾患を有する者であるとき。
- (3) 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。

(使用の中止)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、余熱利用施設の使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(貸切使用)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、団体に対し、温水プールの貸切使用を許可することができる。

- 2 指定管理者は、余熱利用施設の管理運営上必要がある場合は、前項の規定による許可(以下「貸切使用許可」という。)に条件を付けることができる。
- 3 貸切使用許可を受けたもの(以下「貸切使用者」という。)は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸切使用許可を取り消すことができる。
  - (1) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により貸切使用許可を受けたとき。

(3) 貸切使用許可に付した条件に違反したとき。

5 前項の規定の適用によって貸切使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(損害の賠償)

第15条 使用者及び指定管理者は、余熱利用施設の建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第16条 市長は、余熱利用施設の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した職員を使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことはできない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第55号で平成7年10月31日から施行)

附 則 (平成8年条例第9号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第17号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第5条に規定する指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成20年条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第9条第2項の規定による市長の承認その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

施設	利用料金限度額		
	70歳以上の者	左欄及び右欄に掲げる 以外の者	中学生以下の者
温水プール	200円	410円	200円
公衆浴場	200円	410円	200円

備考 使用者が1日に連続してそれぞれの施設を使用する場合においては、後に使用する施設の利用料金限度額は、当該施設の該当する利用料金限度額に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。



## ○岐阜市余熱利用施設条例施行規則

平成 7 年 9 月 29 日

規則第56号

改正 平成 8 年 3 月 29 日 規則第31号  
平成10年 3 月 31 日 規則第30号  
平成11年 3 月 30 日 規則第37号  
平成12年 3 月 31 日 規則第63号  
平成15年 3 月 31 日 規則第40号  
平成17年 6 月 29 日 規則第94号  
平成19年 3 月 30 日 規則第23号  
平成20年 6 月 27 日 規則第52号  
平成20年11月 26 日 規則第70号  
平成22年 3 月 31 日 規則第11号  
平成23年10月 31 日 規則第50号  
平成28年 3 月 25 日 規則第40号  
令和 3 年 2 月 17 日 規則第 9 号  
令和 3 年 3 月 30 日 規則第22号

### (趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市余熱利用施設条例（平成 7 年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間)

第2条 余熱利用施設（以下「プラザ掛洞」という。）の開館時間は、午前10時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、特別の事情により必要があると認めたときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

### (使用時間)

第3条 条例第3条第1号に規定する温水プール（以下「プール」という。）及び同条第2号に規定する公衆浴場（以下「浴場」という。）の使用時間は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て使用時間を変更することができる。

### (休館日)

第4条 プラザ掛洞の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）と重なった場合にあっては、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日）。ただし、7月21日から8月31日までの期間（以下「夏期学校休業日」という。）を除く。

(2) 12月31日から翌年の1月5日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

（指定管理者の指定の手続）

第5条 市長は、指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、プラザ掛洞の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると認める場合は、指定管理者として選定しようとする団体を認定することができる。

3 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、岐阜市余熱利用施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し

(2) プラザ掛洞の管理に関する収支予算書

(3) 事業計画書

(4) 団体の概要及び活動状況を記した書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（利用料金の承認）

第6条 条例第9条第2項の規定により市長の承認を受けようとする指定管理者は、岐阜市余熱利用施設利用料金承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の減免）

第7条 条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免するものとする。この場合において、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 次に掲げる者が利用する場合 5割相当額の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令指定都市から療育手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者

オ アからエまでのいずれかに該当する者が介護を必要とする場合の介護者。ただし、介護を必要とする者1人につき1人の介護者に限る。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園の園児、児童若しくは生徒又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置された児童福祉施設の児童が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合

ア 市内の小学校等又は児童福祉施設の場合 免除

イ 市外の小学校等又は児童福祉施設の場合 5割相当額の減額

(3) 20人以上の団体で利用する場合 2割相当額の減額

(4) 岐阜県家庭の日を定める条例（昭和42年岐阜県条例第11号）第2条第1項に規定する家庭の日に中学生以下の者が利用する場合 免除

2 前項の場合において、2以上の場合に該当するときは、重複して適用しない。

3 指定管理者は、第1項に規定する場合のほか、市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

(貸切使用)

第8条 条例第14条第1項の規定による貸切使用の許可は、火曜日から金曜日までの午前10時から正午までの時間に限り、監督者又は責任者が引率する団体（20人以上120人未満のものをいう。以下同じ。）に対し行うことができる。ただし、夏期学校休業日及び祝日法による休日の場合は、許可をすることができない。

2 前項の規定による貸切使用をしようとする団体は、使用しようとする日の前10日以上2月以内の期間に指定管理者の定める書面により指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に対して適当と認めた場合は、その旨を記載した書面を交付するものとする。

(貸切使用の中止)

第9条 前条の規定により貸切使用の許可を受けたものがその貸切使用を取りやめようとするときは、使用日の10日前までに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。  
(減免の申請及び承認)

第10条 第8条第2項及び第3項の規定は、利用料金の減免申請及び承認の手続に準用する。ただし、第7条第1項第1号又は第4号の規定による利用料金の減免の場合は、その事実を証するものの提示を申請に代え、及び書面による減免の承認を省略するものとする。  
(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、附帯設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携行しないこと。
- (3) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 指定管理者の承認を受けることなく、物品その他を販売し、又は金品の寄附募集等を行わないこと。
- (5) 立入禁止区域には、入らないこと。
- (6) 公共の風紀を乱すような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をしないこと。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年10月31日から施行する。

(岐阜市処務規則の一部改正)

2 岐阜市処務規則（昭和30年岐阜市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表環境1課の項に次の1号を加える。

3 余熱利用施設の管理に関すること。

(岐阜市事務決裁規則の一部改正)

3 岐阜市事務決裁規則（昭和46年岐阜市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の28環境1課・環境2課に関する事項の表1の項を次のように改める。

1 清掃施設及び余熱利用施設の管理			○	老洞焼却場、掛洞プラント及び寺田プラント
-------------------	--	--	---	----------------------

				は場長、プラザ掛洞は 館長
--	--	--	--	------------------

(岐阜市会計規則の一部改正)

4 岐阜市会計規則（昭和39年岐阜市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

斎苑	苑長
----	----

」を「

斎苑	苑長
プラザ掛洞	館長

」に改める。

別表第1の2中「

科学館　図書館
---------

」を「

プラザ掛洞　科学館　図書館
---------------

」に改める。

附　則（平成8年規則第31号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附　則（平成10年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年規則第37号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附　則（平成12年規則第63号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成15年規則第40号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成17年規則第94号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 岐阜市余熱利用施設条例の一部を改正する条例（平成17年岐阜市条例第48号。以下「改

正条例」という。)附則第2項の規定により改正条例の施行前において行われる指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為については、この規則による改正後の岐阜市余熱利用施設条例施行規則に規定する手續の例による。

附 則 (平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 岐阜市余熱利用施設条例の一部を改正する条例(平成20年岐阜市条例第43号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により改正条例の施行前において行われる利用料金の承認に係る手續その他必要な行為については、この規則による改正後の岐阜市余熱利用施設条例施行規則に定める手續の例による。

附 則 (平成20年規則第70号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成23年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の岐阜市リフレ芥見条例施行規則(附則第5項において「新リフレ芥見条例施行規則」という。)第10条の規定、第4条の規定による改正後の岐阜市余熱利用施設条例施行規則(附則第5項において「新余熱利用施設条例施行規則」という。)第7条第1項の規定、第5条の規定による改正後の岐阜市勤労者ふれあいセンター条例施行規則第11条の規定、第6条の規定による改正後の岐阜市文化産業交流センター条例施行規則(附則第5項において「新文化産業交流センター条例施行規則」という。)第13条の規定及び第7条の規定による改正後の岐阜市長良川鵜飼伝承館条例施行規則(附則第5項において「新長良川鵜飼伝承館条例施行規則」という。)第13条の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金の減免について適用し、施行日前の使用に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

(準備行為)

5 新リフレ芥見条例施行規則第10条第1項の規定、新余熱利用施設条例施行規則第7条第1項の規定、新文化産業交流センター条例施行規則第13条第1項の規定並びに新長良川鵜飼伝承館条例施行規則第13条第1項及び第3項の規定による利用料金の減免に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和3年規則第22号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第3条関係）

区分	プール	浴場
火曜日から金曜日まで（祝日法による休日及び夏期学校休業日を除く。）	午後1時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
日曜日及び祝日法による休日（夏期学校休業日を除く。）	午前10時から午後6時まで	
土曜日及び夏期学校休業日	午前10時から午後9時まで	

様式第1号（第5条関係）

様式第1号(第5条関係)

岐阜市余熱利用施設指定管理者指定申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

岐阜市余熱利用施設の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (2) 余熱利用施設の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

岐阜市余熱利用施設利用料金承認申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団体所在地  
団体名  
代表者名

下記のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

記

施設名	
区分	
利用料金額	
利用料金設定理由	
備考	

記入しきれない場合は、一覧表を添付してください。



## ● プラザ掛洞の管理に関する要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市余熱利用施設条例施行規則(平成7年規則第56号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、プラザ掛洞(以下「施設」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 施設の管理

(施設利用の方法)

第2条 施設の入場者は、受付で所定の手続きを行って入場するものとする。

(入館の制限)

第3条 プラザ掛洞の管理上支障があると認めるときは、入場者の数を制限することができる。

(維持管理)

第4条 管理者は施設の維持管理に関する情報を収集し、施設の保全及びサービスの向上に努めるものとする。

(事故責任)

第5条 施設内で次の各号に掲げる事故が発生した場合は、利用者が責任を負うものとする。ただし、管理者に責任がある場合はこの限りでない。

(1) 持ち物等の紛失、盗難

(2) 負傷、急病等の事故(応急処置については、管理者で実施する。)

### 第3章 プールの管理

(プールの区分及び利用基準)

第6条 プールは、「本プール」、「スライダー」及び「子供プール」に区分し、それぞれの利用できる基準は次のとおりとする。

(1) 「本プール」は、小学校3年生以上で安全に遊泳できる者を対象とする。

(2) 「スライダー」は、身長120センチ以上の者を対象とする。

(3) 「子供プール」は、小学校2年生以下の子供を対象とする。

(プール利用の制限)

第7条 プールの利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは遊泳することができない。

(1) 伝染性疾患、医師より遊泳を禁じられている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 入れ墨をしている者

(4) 他の利用者、施設等に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者

(遊泳者の遵守事項)

第8条 遊泳者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 遊泳者は水着と水泳帽を着用すること。

(2) 眼鏡、腕時計、指輪、アクセサリー、カメラ類等は持ち込まないこと。

(3) ロック一鍵は、遊泳に支障とならないように身体に装着すること。

(4) 化粧等は洗い落とし、日焼け止めオイルなどは使用しないこと。

(5) 遊泳の前には、十分な準備運動をすること。

(6) 小学校2年生以下の子供が遊泳しようとする場合は、保護者は水着と水泳帽を着用して同伴しなければならない。

- (7) ゴーグル以外の水中メガネは使用しないこと。
- (8) ビート板は、備え付け以外のものは使用しないこと。ただし、子供プールにつついては、この限りでない。
- (9) 飛び込み、潜水など他人に危険、又は迷惑を感じさせる行為をしてはならない。
- (10) たんや鼻水等は決められた場所以外に捨てないこと。
- (11) プールサイドで走ったり、危険な遊戯等は行わないこと。
- (12) プール内で石鹼、シャンプー等は使用しないこと。
- (13) 空腹時、満腹時又は過激な運動後は、遊泳しないこと。
- (14) 遊泳中に身体に異常を感じたらプールから出て、近くの監視員に連絡を取ること。
- (15) 寒さを感じたら採暖室で体を温めること。
- (16) 場内放送により隨時休憩を指示するので、遊泳者はこれに従うこと。
- (17) 遊泳者の体力や泳力に応じた遊泳をすること。
- (18) プールサイドやロッカールーム等で飲食をしないこと。
- (19) 遊泳後は整理運動をし、洗眼やうがいを履行すること。
- (20) その他係員の指示に従うこと。

#### (プールの衛生基準等)

第9条 プールの水質基準、施設基準及び維持管理基準については、平成4年4月28日付け厚生省生活衛生局長通知「遊泳用プールの衛生基準について」の例によるものとする。

### 第4章 浴場の管理

#### (浴場利用の制限)

第10条 浴場利用者の入浴の制限については、第7条第1号、第2号、第3号、第4号及び第8条第2号、第9号、第10号、第14号、第20号の規定を準用する。この場合本文中「プール」とあるのを「浴場」と、「遊泳」とあるのを「入浴」と、「監視員」とあるのを「係員」と読み替えるものとする。

#### (入浴者の遵守事項)

第11条 入浴者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロッカ一鍵は、入浴に支障とならない方法で身体につけること。
- (2) おおむね10歳以上の男女の混浴は、認めることができない。
- (3) 浴槽内で身体を洗い、又は衣類等の洗濯はしてはならない。
- (4) 浴室、浴槽を不潔にし、又は汚損しないこと。
- (5) サウナ室には、眼鏡、腕時計、指輪、アクセサリー等の金属類をはずして入ること。
- (6) 入浴中に身体に異常を感じたら浴室から出て、係員に連絡を取ること。
- (7) 入浴者は体力に応じた入浴をすること。

#### (浴場の衛生管理等)

第12条 浴場の衛生水準の維持、確保については、平成3年8月15日付け厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領の改正について」の例によるものとする。

## **第5章 雜則**

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年10月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。



# プラザ掛洞遊戯施設運行管理規程

## 第1条 目的

この規程は、遊戯施設の運行管理における役割分担、運行中止の基準、事故発生時等の措置等を定めることにより、遊戯施設及びその利用者の安全の確保を図ることを目的とする。

## 第2条 対象とする遊戯施設

この規程が対象とする遊戯施設は、プラザ掛洞内に設置された次に掲げる遊戯施設とする。

### (1) ウォータースライダー

## 第3条 運行業務における役割分担

### (1) プラザ掛洞館長の役割

次に掲げる事項の実施は、プラザ掛洞館長の役割とする。

ア 運行管理者、運転者の選任

イ 運行管理規程の承認

ウ 救急体制の整備

エ 事故発生時における関係公署への連絡

オ 利用者に対する注意事項の掲示

カ 運行管理者及び運転者に対する教育及び訓練

### (2) 運行管理者の役割

次に掲げる事項の実施は、運行管理者の役割とする。

ア 補助者の選任

イ 運転者及び補助者の配置

ウ 運行中の巡回

エ 運行の中止及び再開の指示

オ 事故発生時における必要な措置の実施及び指示

カ 運行管理者及び運転者の指名の掲示

キ 始業・終業点検の指示及び確認

ク 運行日誌の記載及び保管

ケ 遊戯施設の施錠等の管理

### (3) 運転者の役割

次に掲げる事項の実施は、運転者の役割とする。

ア 運行管理者の指示の遵守

イ 遊戯施設の運転又は操作

ウ 利用者の安全確認

エ 事故発生時における利用者の安全の確保のための緊急措置

オ 始業・終業点検の実施及び報告

カ 運行日誌の記載及び報告

キ 研修の受講

## 第4条 始業・終業点検

(1) 運転者は、運行予定日には毎日、運行管理者の指示の下に、担当する遊戯施設の運転開始前に別紙点検表の項目について始業点検及び試運転を行い、異常のないことを確認するとともに、運行管理者に報告しなければならない。地震、故障、停電その他異常によって運転を中止した後の運行再開にあっても同様とする。

また、運行管理者は、始業点検及び試運転の結果、異常のないことを確認した後でなければ、運行開始の指示をしてはならない。

- (2) 運転者は、1日の運行を終了するにあたり、施設を所定の手順で停止させ、別紙点検表の項目について終業点検及び確認を行うものとする。

## 第5条 運行日誌

運行管理者は、遊戯施設に運行日誌を備え、前条の始業・終業点検及び試運転の結果、運転時間、利用者数その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存しなければならない。

## 第6条 利用者に対する注意事項の掲示

- (1) プラザ掛洞館長は、安全確保のための利用者が遵守すべき事項及び利用者の制限に関する事項を示す看板を作成し、乗降場の周囲の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (2) 運行管理者は、遊戯施設の運行にあたり、運行管理者名及び運転者の氏名を乗降場の周囲の見やすい場所に掲示しなければならない。

## 第7条 運転者の遵守事項

運転者は、遊戯施設の運転を行う場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 利用者の制限に関する事項を遵守すること。

イ 滑走開始の合図は、前の滑走者が着水プールから出た後、周囲の安全を確認してから行うこと。

ウ 運転中は常に利用者の動作に注意を払うこと。

## 第8条 運行の中止等の基準

### (1) 運行の中止

ア 停電、故障、事故等の場合における運行の中止の基準は、別表に定めるとおりとする。

イ 所有者等は、前項の規程により定めた別表の内容を運行管理者、運転者に周知徹底させなければならない。

### (2) 運行の再開

ア 運行管理者は運行を中止した場合、運行の再開にあたっては、事前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

イ 人身事故が発生した場合においては、プラザ掛洞及び掛洞プラントとともにその原因の解明に努めるとともに、再発防止のための安全対策がなされたと認めた後でなければ運行を再開してはならない。

## 第9条 救急体制

プラザ掛洞館長は、利用者等に係る人身事故が発生した場合、これに適切に対処するため、緊急連絡体制表に定めるとおり次に掲げる措置を講じ、かつ、これを運行管理者及び運転者に熟知させておかなければならない。

ア 医薬品、担架、梯子等の救急用具を常備し、定置場所を明示すること。

イ 救急のための医療機関との連携方法を定めること。

ウ 救急要員を配置すること。

エ 被害者の家族への連絡

## 第10条 事故発生時の措置

- (1) 事故発生時において運転者が行うべき緊急措置は、次に掲げる事項とする。

ア 運転の中止

- イ 負傷者の応急手当及び消防署への通報
  - ウ 利用者に対する避難誘導等その他安全上の指示
  - エ 運行管理者への連絡
- (2)運転者は、前項の措置を講ずるに当たり、補助者に指示することができる。
- (3)運転者は、運行管理者の指示を受けたときは、これに従うものとする。
- (4)補助者は、運行管理者又は運転者に指示を受けた場合を除き、遊戯施設の運行又は操作を行ってはならない。

#### **第11条 所有者及び管理者への報告**

- プラザ掛洞館長は、遊戯施設に係る事故が発生した場合においては、次のとおり岐阜市長(掛洞プラント)に報告するものとする。
- ア 遊戯施設事故速報 事故が発生した時、速やかに
  - イ 遊戯施設事故詳報 事故の詳細が判明した都度、その時点から起算して3日以内
  - ウ 推定される事故原因及び再発防止のために講じた安全対策の内容の報告、運行再開時

#### **第12条 教育及び訓練**

- (1)プラザ掛洞館長は、運行管理者、運転者及び補助者に対して、プラザ掛洞遊戯施設事故等対策訓練指針に基づき、次に掲げる項目に関する教育を年1回以上行うものとする。
- ア 遊戯施設に関する一般知識
  - イ 遊戯施設に関する法令等
  - ウ 遊戯施設の運行及び点検の方法
  - エ 故障時、停電時又は地震発生時等に講ずべき措置
  - オ 人身事故発生時に講ずべき応急措置、救急方法等に関する知識
  - カ その他遊戯施設及び利用者等の安全を確保するために必要な事項
- (2)プラザ掛洞館長は、訓練実施後は検討会を開催し、その内容を記録、保存するとともに、訓練の成果を安全対策に反映するよう努めるものとする。